

基本情報

設置者	：学校法人弘堂国際学園
代表者氏名	：理事長 山本由子
主たる事務所の所在地	：佐賀県鳥栖市桜町1461番地
電話番号	：0942-85-8671
日本語教育機関名称	：日本語学校 弘堂国際学園
機関所在地	：佐賀県鳥栖市田代外町577番地
電話番号	：0942-81-5075
教職員数	：25名（教員数：17名（非常勤含む） / 職員数：7名 ※2025年8月現在）
収容定員	：226名 ※209名（2025年8月現在）

（１）教育方針

本校では、大学や専門学校に進学するための日本語と日本で生活できるルールやマナーを学びます。
また、地域の人と協力して生活し、主体的に国際交流ができる人材を育成します。

（２）日本語教育課程の授業科目及びその内容

進学コース1年課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
初中級	HR	必	1	12
	初中級総合教科書	必	8	96
	N4・3聴解	必	2	24
	N4・3語彙	必	2	24
	N4・3文法	必	2	24
	N4・3読解	必	2	24
	N4・3漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
中級	HR	必	1	14
	中級総合教科書	必	8	112
	N3・N2聴解	必	2	28
	N3・N2語彙	必	1	14
	N3・N2文法	必	2	28
	N3・N2読解	必	1	14
	N3・N2漢字	必	2	28
	小論文	必	1	14
	総合科目	必	1	14
	数学／英語／日本語	選	1	14
	小計		20	280
	合計			760

進学コース1年3月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N4・3聴解	必	2	36
	N4・3語彙	必	2	36
	N4・3文法	必	2	36
	N4・3読解	必	2	36
	N4・3漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N3・N2聴解	必	2	36
	N3・N2語彙	必	1	18
	N3・N2文法	必	2	36
	N3・N2読解	必	1	18
	N3・N2漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小計		20	360
	合計			960

進学コース1年6月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N 4 ・ 3 聴解	必	2	36
	N 4 ・ 3 語彙	必	2	36
	N 4 ・ 3 文法	必	2	36
	N 4 ・ 3 読解	必	2	36
	N 4 ・ 3 漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N 3 ・ N 2 聴解	必	2	36
	N 3 ・ N 2 語彙	必	1	18
	N 3 ・ N 2 文法	必	2	36
	N 3 ・ N 2 読解	必	1	18
	N 3 ・ N 2 漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小計		20	360
中上級	HR	必	1	9
	中上級総合教科書	必	7	63
	N 2 ・ N 1 聴解	必	2	18
	N 2 ・ N 1 語彙	必	1	9
	N 2 ・ N 1 文法	必	2	18
	N 2 ・ N 1 読解	必	1	9
	N 2 ・ N 1 漢字	必	2	18
	小論文	必	1	9
	プロジェクトワーク	必	1	9
	総合科目	必	1	9
	数学／英語／日本語	選	1	9
	小計		20	180
合計				1140

進学コース1年9月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N 4 ・ 3 聴解	必	2	36
	N 4 ・ 3 語彙	必	2	36
	N 4 ・ 3 文法	必	2	36
	N 4 ・ 3 読解	必	2	36
	N 4 ・ 3 漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N 3 ・ N 2 聴解	必	2	36
	N 3 ・ N 2 語彙	必	1	18
	N 3 ・ N 2 文法	必	2	36
	N 3 ・ N 2 読解	必	1	18
	N 3 ・ N 2 漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小計		20	360
中上級	HR	必	1	10
	中上級総合教科書	必	7	70
	N 2 ・ N 1 聴解	必	2	20
	N 2 ・ N 1 語彙	必	1	10
	N 2 ・ N 1 文法	必	2	20
	N 2 ・ N 1 読解	必	1	10
	N 2 ・ N 1 漢字	必	2	20
	小論文	必	1	10
	プロジェクトワーク	必	1	10
	総合科目	必	1	10
	数学／英語／日本語	選	1	10
	小計		20	200
上級	HR	必	1	9
	上級総合教科書	必	7	63
	N 1 聴解	必	2	18
	N 1 語彙	必	1	9
	N 1 文法	必	2	18
	N 1 読解	必	1	9
	N 1 漢字	必	2	18
	小論文	必	1	9
	プロジェクトワーク	必	1	9
	総合科目	必	1	9
	数学／英語／日本語	選	1	9
	小計		20	180
合計				1340

進学コース2年課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N 4 ・ 3 聴解	必	2	36
	N 4 ・ 3 語彙	必	2	36
	N 4 ・ 3 文法	必	2	36
	N 4 ・ 3 読解	必	2	36
	N 4 ・ 3 漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N 3 ・ N 2 聴解	必	2	36
	N 3 ・ N 2 語彙	必	1	18
	N 3 ・ N 2 文法	必	2	36
	N 3 ・ N 2 読解	必	1	18
	N 3 ・ N 2 漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小計		20	360
中上級	HR	必	1	18
	中上級総合教科書	必	7	126
	N 2 ・ N 1 聴解	必	2	36
	N 2 ・ N 1 語彙	必	1	18
	N 2 ・ N 1 文法	必	2	36
	N 2 ・ N 1 読解	必	1	18
	N 2 ・ N 1 漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	プロジェクトワーク	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小計		20	360
上級	HR	必	1	10
	上級総合教科書	必	7	70
	N 1 聴解	必	2	20
	N 1 語彙	必	1	10
	N 1 文法	必	2	20
	N 1 読解	必	1	10
	N 1 漢字	必	2	20
	小論文	必	1	10
	プロジェクトワーク	必	1	10
	総合科目	必	1	10
	数学／英語／日本語	選	1	10
	小計		20	200
合計				1520

(3) 授業料その他の納付金

単位：円

教育課程	項 目	1 年目納付金	2 年目納付金	合 計
進学コース 1 年課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	—	650,000
	教 材 費 その他	40,000	—	40,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	—	804,000
進学コース 1 年 3 月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	162,500	812,500
	教 材 費 その他	40,000	10,000	50,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	172,500	976,500
進学コース 1 年 6 月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	325,000	975,000
	教 材 費 その他	40,000	20,000	60,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	345,000	1,149,000
進学コース 1 年 9 月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	487,500	1,137,500
	教 材 費 その他	40,000	30,000	70,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	517,500	1,321,500
進学コース 2 年課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	650,000	1,300,000
	教 材 費 その他	40,000	40,000	80,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	690,000	1,494,000

日本語学校 弘堂国際学園

学 則

平成 26 年 4 月 1 日

日本語学校 弘堂国際学園 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学園は、外国人に対し、日本の大学、大学院等への進学予備教育を行い、日本語で学べる知識を養成し、国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学園は、日本語学校 弘堂国際学園という。

(位置)

第3条 本学園は、佐賀県鳥栖市田代外町577番地に置く。

(自己点検・評価・結果の公表)

第4条 本学園は、その教育の一層の充実を図り、本学園の目的及び社会的使命を達成するため、本学園における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価並びに結果の公表の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 学科、コース、修業期間、収容定員及び休業日

(学科、コース、修業期間、収容定員)

第5条 本学園の学科、コース、修業期間、収容定員は、次のとおりとする。

学科	コース名		修業期間	収容定員
日本語学科	第 1 部	進学コース 1 年課程	1 年	113 人
		進学コース 1 年 3 月課程	1 年 3 か月	
		進学コース 1 年 6 月課程	1 年 6 か月	
		進学コース 1 年 9 月課程	1 年 9 か月	
		進学コース 2 年課程	2 年	
	第 2 部	進学コース 1 年課程	1 年	113 人
		進学コース 1 年 3 月課程	1 年 3 か月	
		進学コース 1 年 6 月課程	1 年 6 か月	
		進学コース 1 年 9 月課程	1 年 9 か月	
		進学コース 2 年課程	2 年	
合計				226 人

1クラスは20名以下とする。

(学期)

第6条 本学園は、2期制とする。

- (1) 前期4月より9月まで
- (2) 後期10月より3月まで

2 本学園の始期は、1年課程及び2年課程は4月とし、1年3月課程は1月、1年6月課程は10月、1年9月課程は7月とする。

(休業日)

第7条 本学園の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 夏季休業（7月下旬頃から8月下旬頃）
- (4) 冬季休業（12月中旬頃から1月上旬頃）
- (5) 春季休業（3月中旬頃から4月上旬頃）
- (6) 秋季休業（9月下旬頃から10月上旬頃）
- (7) 本学園の創立記念日（6月5日）

2 学校長は、前項各号の休業日を変更し、又は臨時に定めることができる。

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると学校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると学校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(始業、終業)

第8条 本学園の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科	コース	始業時刻	終業時刻	曜日
日本語学科	第1部	08時45分	12時20分	月～金
	第2部	13時05分	16時40分	

ただし、教育上必要な時は変更することがある。

第3章 教育課程、授業時数、授業週数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学園の年間授業週数は38週、年間授業日数は190日、年間授業時数は760時間とする。教育課程は次のとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

進学コース1年課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週 間 授 業 時 間 数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小 計		20	240
初中級	HR	必	1	12
	初中級総合教科書	必	8	96
	N4・3聴解	必	2	24
	N4・3語彙	必	2	24
	N4・3文法	必	2	24
	N4・3読解	必	2	24
	N4・3漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小 計		20	240
中級	HR	必	1	14
	中級総合教科書	必	8	112
	N3・N2聴解	必	2	28
	N3・N2語彙	必	1	14
	N3・N2文法	必	2	28
	N3・N2読解	必	1	14
	N3・N2漢字	必	2	28
	小論文	必	1	14
	総合科目	必	1	14
	数学／英語／日本語	選	1	14
	小 計		20	280
合 計				760

進学コース1年3月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週 間 授 業 時 間 数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小 計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N4・3聴解	必	2	36
	N4・3語彙	必	2	36
	N4・3文法	必	2	36
	N4・3読解	必	2	36
	N4・3漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小 計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N3・N2聴解	必	2	36
	N3・N2語彙	必	1	18
	N3・N2文法	必	2	36
	N3・N2読解	必	1	18
	N3・N2漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小 計		20	360
合 計				960

進学コース1年6月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週 間 授 業 時 間 数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
小 計			20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N4・3聴解	必	2	36
	N4・3語彙	必	2	36
	N4・3文法	必	2	36
	N4・3読解	必	2	36
	N4・3漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
小 計			20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N3・N2聴解	必	2	36
	N3・N2語彙	必	1	18
	N3・N2文法	必	2	36
	N3・N2読解	必	1	18
	N3・N2漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
小 計			20	360
中上級	HR	必	1	9
	中上級総合教科書	必	7	63
	N2・N1聴解	必	2	18
	N2・N1語彙	必	1	9
	N2・N1文法	必	2	18
	N2・N1読解	必	1	9
	N2・N1漢字	必	2	18
	小論文	必	1	9
	プロジェクトワーク	必	1	9
	総合科目	必	1	9
	数学／英語／日本語	選	1	9
小 計			20	180
合 計				1140

進学コース1年9月課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週 間 授 業 時 間 数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
小 計			20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N4・3聴解	必	2	36
	N4・3語彙	必	2	36
	N4・3文法	必	2	36
	N4・3読解	必	2	36
	N4・3漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
小 計			20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N3・N2聴解	必	2	36
	N3・N2語彙	必	1	18
	N3・N2文法	必	2	36
	N3・N2読解	必	1	18
	N3・N2漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
小 計			20	360
中上級	HR	必	1	10
	中上級総合教科書	必	7	70
	N2・N1聴解	必	2	20
	N2・N1語彙	必	1	10
	N2・N1文法	必	2	20
	N2・N1読解	必	1	10
	N2・N1漢字	必	2	20
	小論文	必	1	10
	プロジェクトワーク	必	1	10
	総合科目	必	1	10
	数学／英語／日本語	選	1	10
小 計			20	200
上級	HR	必	1	9
	上級総合教科書	必	7	63
	N1聴解	必	2	18
	N1語彙	必	1	9
	N1文法	必	2	18
	N1読解	必	1	9
	N1漢字	必	2	18
	小論文	必	1	9
	プロジェクトワーク	必	1	9
	総合科目	必	1	9
	数学／英語／日本語	選	1	9
小 計			20	180
合 計				1340

進学コース2年課程

レベル	授業科目	必 選 の 別	週間 授業 時間数	総授業 時間数
初級	HR	必	1	12
	初級総合教科書	必	12	144
	初級聴解	必	2	24
	会話	必	1	12
	初級読解	必	1	12
	初級漢字	必	2	24
	作文	必	1	12
	小 計		20	240
初中級	HR	必	1	18
	初中級総合教科書	必	8	144
	N4・3聴解	必	2	36
	N4・3語彙	必	2	36
	N4・3文法	必	2	36
	N4・3読解	必	2	36
	N4・3漢字	必	2	36
	作文	必	1	18
	小 計		20	360
中級	HR	必	1	18
	中級総合教科書	必	8	144
	N3・N2聴解	必	2	36
	N3・N2語彙	必	1	18
	N3・N2文法	必	2	36
	N3・N2読解	必	1	18
	N3・N2漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小 計		20	360
中上級	HR	必	1	18
	中上級総合教科書	必	7	126
	N2・N1聴解	必	2	36
	N2・N1語彙	必	1	18
	N2・N1文法	必	2	36
	N2・N1読解	必	1	18
	N2・N1漢字	必	2	36
	小論文	必	1	18
	プロジェクトワーク	必	1	18
	総合科目	必	1	18
	数学／英語／日本語	選	1	18
	小 計		20	360
上級	HR	必	1	10
	上級総合教科書	必	7	70
	N1聴解	必	2	20
	N1語彙	必	1	10
	N1文法	必	2	20
	N1読解	必	1	10
	N1漢字	必	2	20
	小論文	必	1	10
	プロジェクトワーク	必	1	10
	総合科目	必	1	10
	数学／英語／日本語	選	1	10
	小 計		20	200
合 計				1520

(学習評価)

第10条 学習の評価は、試験成績、出席状況、学習態度等を総合して決定し、4段階評価とする。

(組織)

第11条 本学園に設置代表者を置く。

2 本学園の教職員は次のとおりとする。

- (1) 学校長
- (2) 主任教員
- (3) 教員12名以上（内専任6名以上）
- (4) 生活指導員2名以上（学校長、事務職員兼任）
- (5) 事務を総括する責任者
- (6) 事務職員1名以上

3 前項のほか、必要な職員を置くことができる。

4 学校長は、設置代表者の指示の下校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入退学等

(入学者の募集・選考)

第12条 入学者の募集に当たっては、入学希望者に対し、以下の情報の提供を確実に行之、又、提供した情報及びその提供方法に係る記録を、適切な方法をもって募集に係る修業期間の始期から少なくとも3年を経過するまで保存するものとする。

- (1) 教育課程の種類及び内容
- (2) 入学金、授業料、教材費その他名目如何を問わず入学することにより生徒が支払うこととなる料金の費目及び額並びにその支払時期、支払方法及び払戻し条件
- (3) 校舎の所在地、概要及び立地条件
- (4) 沿革及び実績
- (5) 設置者及び校長の概要
- (6) 入学の条件及び入学者の選考方法
- (7) 寄宿舍の有無並びにその概要及び利用料
- (8) 在籍中の就労は、原則として週28時間（学則で定める長期休業期間中は、1日8時間）の範囲内で、地方出入国在留管理局長の許可を受けた場合に限り許されること。
- (9) 在学中の一般的な生活費用その他入学希望者の参考となる事項

2 入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者その他の留学の準備に関与する者に支払い又は支払うことを約束したことが判明した場合には、当該入学希望者に対し申告書を作成させるなどして金銭の名目及び額を適切な方法により把握し、記録するものとする。

- 3 入学希望者から提出を受けた書類、前項の記録、入学者の選考のために行った試験、面接、調査等、入学者の選考の記録を、適切な方法をもって、当該入学希望者が入学後少なくとも3年を経過するまで保存するものとする。

(入学資格)

第13条 本学園への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 原則12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 日本の高等教育機関に進学の意志をもつ者又は日本語の資格取得を目的とする者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 日本語の基礎学力がある者
- (5) 学費・生活費など、日本滞在経費を支弁できる能力がある者

(入学及び卒業時期)

第14条 本学園への入学期は年4回とし、その期は4月、7月、10月、1月とする。また、卒業期は3月とする。

(在籍管理)

第15条 授業を担当する教師は、個々の生徒の単位時間ごとの出欠を確実に把握し記録するとともにその記録を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも3年を経過するまで保存するものとする。

- 2 1ヶ月の出席率が8割を下回った生徒については、1ヶ月の出席率が8割以上になるまで改善のための指導を行うとともに、その指導の状況を記録するものとする。ただし、疾病その他のやむを得ない事由により欠席した生徒についてはこの限りではない。
- 3 生徒が退学したとき又は1か月の出席率が5割を下回る生徒がいるときは、その翌月末までに地方出入国在留管理局に対し当該生徒について報告するものとする。

(入学手続)

第16条 本学園の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本学園に入学しようとする者は、本学園が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第25条第1項に定める入学検定料を添えて、指定期限までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学園に入学を許可された者は、指定期日までに第25条1項に定める入学金及びその他必要経費並びに必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。ただし、寄宿舍を希望する者は、指定期日までに第25条第2項に定める費用を納

めなければならない

- (4) 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(公認欠席)

第17条 学則に定める休業日以外に、以下の事由による授業欠席は、欠席回数に参入しない公認欠席とする。

2 公認欠席の取扱いを受けようとする場合は、事前または事後1週間以内に、所定の公欠願に所定の書類を添付し、学校長の許可を受けなければならない。

3 公認欠席となる事由は次の各号に定めるものとする。

- (1) 2親等以内の親族の死亡による忌引き
- (2) 災害または交通機関の事故やストライキ等により、通学不能の場合
- (3) 学校保健安全法施行規則第19条に基づく伝染病にかかった場合
- (4) 学生が本学園の代表として、本学園が特に認める行事に参加する場合
- (5) その他、本学園が特に認めた場合

(休学、復学)

第18条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、2ヶ月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて、学校長の許可を受けなければならない。

2 前号の者が復学しようとする場合は、学校長にその旨を届出し、学校長の許可を受けなければならない。

(自主退学)

第19条 自主退学しようとする者は、その事由を記し、学校長の承認を受けなければならない。

(コース間の転籍・転学)

第20条 本校の学生であって他のコースに転籍を希望する者には選考の上許可することがある。

2 前号の者は別に定める書類に選考料10,000円を添えて願い出なければならない。

3 日本語教育機関相互の転校はやむを得ない場合に限り認めるものとする。

(修了・卒業の認定)

第21条 学校長は、教育課程で定められた学習内容について第10条に定める学習の評価及び第21条の2に定める進級及び課程修了の認定に基づいて、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 学校長は、本学園の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(進級・課程修了の認定)

第21条の2 学校長は、出席率85%未満又は勉学の意志がないと認められる者については進級を認めないものとする。

2 学校長は、出席率85%未満又は教育課程で定められた学習内容について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けられない者に対して、当該課程の修了を認めないものとする。

(褒賞)

第22条 学校長は、成績優秀かつ他の学生の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

2 国立大学、東京6大学又は本学園がそれらの大学と同等と認める大学に入学した者に褒賞金を与えることができる。

(懲戒処分)

第23条 学生がこの学則その他本学園の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、学校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 本学園に届けずに出国した者

(除籍)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者については除籍することができる。

- (1) 本学園で勉強を継続できない事情が発生した者
- (2) 正当な理由なく、かつ所定の手続きを行わずに、授業料を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない者
- (3) 虚偽の事実に基づき入学したことが判明した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第25条 本学園の学生納付金は、次のとおりとする。

単位:円

コース	項 目	1年目納付金	2年目納付金	合 計
進学コース 1年課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	—	650,000
	教材費その他	40,000	—	40,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	—	804,000
進学コース 1年3月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	162,500	812,500
	教材費その他	40,000	10,000	50,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	172,500	976,500
進学コース 1年6月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	325,000	975,000
	教材費その他	40,000	20,000	60,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	345,000	1,149,000
進学コース 1年9月課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	487,500	1,137,500
	教材費その他	40,000	30,000	70,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	517,500	1,321,500
進学コース 2年課程	検 定 料	30,000	—	30,000
	入 学 金	70,000	—	70,000
	授 業 料	650,000	650,000	1,300,000
	教材費その他	40,000	40,000	80,000
	傷害保険料	6,000	—	6,000
	健康診断料	8,000	—	8,000
	合 計	804,000	690,000	1,494,000

(納入)

第26条 在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始業の属する月の翌月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由が有る場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(学生納付金の返還)

第27条 既に納入した学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 日本国在外大使(領事)館に査証の交付が拒否された場合

(2) やむを得ない理由によって、学生が日本入国前に入学を辞退し、在留資格認定証明書を学校に返却した場合

(3) 特別な事情があり、自ら退学を申し出た場合、その始業の属する月の翌月から授業料を返還することがある。

第6章 雑則

(地方出入国在留管理局に対する報告)

第28条 本学園の学則、生徒の定員及び職員並びに校地又は校舎について変更があった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告するものとする。

2 地方出入国在留管理局から日本語教育機関の告示基準に関する適合性等についての点検指示があった場合には、点検の上その結果を報告するものとする。

3 地方出入国在留管理局から第12条及び第15条に定める記録の求めがあった場合には、同局職員に提示するものとする。

(寄宿舍)

第29条 学校長は、寄宿舍の管理運営を委託することができる。

(健康診断)

第30条 健康診断は毎年1回行う。実施時期は各課程別に入学後速やかに行う。また、1年3月課程、1年6月課程、1年9月課程及び2年課程の者は、翌年4月にも行うものとする。

(防犯、交通安全指導、避難訓練)

第31条 入学後速やかに、防犯指導、交通安全指導を警察の協力により行うものとする。

2 年1回避難訓練を行うものとする。

(資格外活動等指導)

第32条 資格外活動等の入管法令についての指導、啓発活動を入学時及び長期休みの前後、又は必要と認めた時に行うものとする。

2 教室の掲示板に資格外活動等の順守について、掲示するものとする。

(地域社会への貢献、交流)

第33条 本学園は、地域社会への貢献、地域社会との交流を目的として次に掲げる活動を積極的に行う。

- (1) 弘堂国際学園ボランティアグループ(CVG)
地域清掃活動、地域行事のサポートを行う。
- (2) 小学校、近隣公共教育施設との文化交流
- (3) 農業クラブ 地域の荒地を利用し、地域住民と農業を行う。
- (4) 新聞クラブ 学生の母国文化を紹介することで、地域への国際理解を目的とする新聞を作成する。
- (5) 弘堂祭 学生の母国の衣食文化等の紹介を目的とした学園祭「弘堂祭」を年1回行う。

(社会科見学)

第34条 団体行動と公共交通機関の利用方法及びマナーを実践的に学ぶ目的で社会科見学を年1回以上行うものとする。

(卒業前のオリエンテーション)

第35条 本学園は卒業予定の学生に対し、公的機関等への諸手続きの処理事項について指導を行うものとする。

(細則)

第36条 この学則の施行についての細則は、学校長が別に定める。

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この学則は、平成28年4月1日より施行する。
- 3 この学則は、平成29年2月28日より施行する。
- 4 この学則は、平成31年4月1日より施行する。
- 5 この学則は、令和元年8月22日より施行する。
- 6 この学則は、令和元年10月1日より施行する。

- 7 この学則は、令和5年4月1日より施行する。
- 8 この学則は、令和5年10月1日より施行する。
- 9 この学則は、令和7年4月1日より施行する。

令和6年度 自己点検・自己評価項目

学校法人弘堂国際学園
日本語学校 弘堂国際学園

5:達成している 4:ほぼ達成している 3:どちらともいえない 2:取り組みを検討中 1:改善が必要

1.教育理念・目的等

			評価
1	1-1	理念・目的育成人材像は定められているか	5.0
2	1-2	学校の特色は何か	5.0
3	1-3	学校の将来構想を抱いているか	4.2
4	1-4	理念に基づく教育が行われているか	5.0

<現状・具体的な取り組み/課題>

今年6度は、地域に根差した国際交流を積極的に行うことができ、社会貢献に寄与する人材育成に取り組んだ。具体的な事例としては、鳥栖市の教育委員会から依頼があり、学童保育『なかよし会』に補助員として地域の子どもたちと交流をすることができた。また、地域のコミュニティセンターで人権に関するワークショップを依頼され、地域の方と意見交換し、国際理解に繋げることができた。令和6年度は、自治体などから国際交流をしたいと新たに招待を受けたり、依頼される機会が増え、当学園の教育理念・目的と一致した交流活動を行うことができた。昨年度課題だった、より高度で総合的な日本語能力の取得に関して、日本語能力検定試験のN1, N2合格者を昨年度より増やすことができた。

2.学校運営

			評価
5	2-1	運営方針は定められているか	5.0
6	2-2	事業計画は定められているか	5.0
7	2-3	運営組織や意思決定機能は確立され、効率的なものになっているか	4.1
8	2-4	人事や賃金での処遇・職場環境の改善に関する制度は整備されているか	5.0
9	2-5	情報システム化等による業務の効率化が図られているか	4.0
10	2-6	学校運営を客観的に評価し、維持向上させる機能が整備されているか	5.0
11	2-7	危機管理体制は整備されているか	4.2
12	2-8	施設・設備は教育上の必要性及び学生の安全確保に十分対応できるよう学校教育法に基づき整備されているか	5.0

<現状・具体的な取り組み/課題>

令和6年度も、「学校法人 弘堂国際学園 寄付行為」に基づき、理事、評議員、監事によって、学校運営は客観的に評価され、維持向上させるための管理運営に関する方針及び事業計画が明確に定められていた。学校教育法をはじめとする学校の設置、運営に関連する法令の遵守については、監督官庁その他の関連協会等の資料・情報などを収集入手し、法人及び学校の担当者と共通理解を図り、速やかに対応していくことに努めている。また、人事や賃金での処遇・職場環境及び危機管理体制の整備、施設・設備及び学生の安全確保については、「学園就業規則 第8章 安全衛生」に定められ、教職員や学生との自然災害等を含めた危機管理には特に迅速な情報の共有を図るよう努めている。令和6年度は、更に教職員の人数が増え、組織の機能及び管理体制の強化に繋がった。

令和6年度 自己点検・自己評価項目

学校法人弘堂国際学園
日本語学校 弘堂国際学園

5:達成している 4:ほぼ達成している 3:どちらともいえない 2:取り組みを検討中 1:改善が必要

3.教職員

			評価
13	3-1	教育理念・目的が教職員間で共有されているか	5.0
14	3-2	教育の質を向上させるための取り組みが確立されているか	4.6
15	3-3	教職員評価を行っているか	3.8

<現状・具体的な取り組み/課題>

令和6年度は、学校外で行われる教育の質を向上させるための研修や、カリキュラムを編成するために必要な勉強会に積極的に参加することができ、専任教員のスキルアップをすることができた。今後は、非常勤教員のスキルアップを行っていく。担任会議を1年生、2年生分けて定期的に行うことができ、情報を共有することができた。令和7年度は事務職員も担任会議に参加し国の状況を伝えることによって、教職員の連携や学生の指導に繋げたい。教員評価についても、令和6年度は前期と後期に実施することができた。今後はその評価をどうスキルアップのための教員指導に生かしていくかが課題である。

4.教育活動

			評価
16	4-1	カリキュラムは体系的に編成されているか	4.0
17	4-2	授業評価の実施・評価体制はあるか	3.9
18	4-3	目標に向け授業を行うことができる要件・資質を備えた教員を確保しているか	4.0
19	4-4	成績評価は適切に行われているか	5.0
20	4-5	各種日本語試験の設定率向上のための指導体制は整っているか	4.2

<現状・具体的な取り組み/課題>

令和6年度は、カリキュラムの見直しを行い、令和7年度からのカリキュラムを新体制で行っていく。そのため、令和6年度はより多くの研修に参加し、研鑽と情報収集に努めた。教員の確保も万全ではないが、ある程度は確保することができた。その結果、授業評価を実施し、評価を令和7年度の給与や授業時間数に生かすことができた。引き続き、資質を備えた教員の募集を行っていく。令和6年度は、1年生にチューターとして2年生がチューター制度を再度導入した。また、指導体制を見直した結果、学年トップクラスの学生が他の学生の模範となり、学校全体の日本語能力の向上に繋がった。その結果、日本語能力検定試験のN1、N2合格者が増えることとなった。今後もチューター制度及び指導体制を継承していく。

令和6年度 自己点検・自己評価項目

学校法人弘堂国際学園
日本語学校 弘堂国際学園

5:達成している 4:ほぼ達成している 3:どちらともいえない 2:取り組みを検討中 1:改善が必要

5.学生支援

				評価
21	5-1	進学・就職指導に関する体制は整備され、有効に機能しているか		4.2
22	5-2	学生相談に関する体制は整備され、有効に機能しているか		4.0
23	5-3	学生の心身の健康管理・自己・怪我サポートを担う体制があり、有効に機能しているか		4.2
24	5-4	学生寮など、学生の生活環境への支援は行われているか		4.0
25	5-5	保護者と適切に連携しているか		3.9
26	5-6	卒業生への支援体制はあるか		3.8

<現状・具体的な取り組み/課題>

令和6年度は、マレーシア人職員を確保し、中国語・英語・マレー語によるサポートが可能となった。学生の病気や怪我、学生寮の問題等発覚した際は、すぐに学校全体で情報共有がなされ、明確な指揮のもと、教職員が迅速に対応し、学校全体で支援することができている。保護者との連携については、ネパールはネパール人職員がいるので、何か問題が起こった際にはすぐに保護者との連携が可能である。他の国に対しては、仲介機関を通して保護者に連絡をしている。職員の確保により、中国、マレーシアの保護者と直接連携が可能となった。卒業生への支援体制は、Facebookで情報を共有することができた。事務職員が増えたことにより、令和6年度は、卒業後の就職相談、在留更新申請に関する相談を支援することができた。

6.在籍管理と生活指導

				評価
27	6-1	入国・在留関係の管理・指導と支援が適切に行われているか		4.2
28	6-2	日本社会を理解するための支援が適切に行われているか		4.0
29	6-3	わが国の法令を順守させる指導を行っているか		4.3
30	6-4	常に最新の学生情報を把握しているか		4.0

<現状・具体的な取り組み/課題>

令和6年度は、教職員の人員確保により、管理・指導体制を向上することができた。令和6年度も、学生が入出国する際には本校職員が付き添い、入出国の確認を徹底した。また、在留に関する指導、日本の法律、習慣、マナーに関する指導は、通訳をつけて入国直後より2回のオリエンテーション及び毎月の集会、毎日のホームルームで適切に行うことができた。学生の欠席時には電話連絡を行ったり、居住地を訪問するなどして、学生の所在、様子を確認している。常に学生の状況を確認し、担任と面談を行うことによって、最新の情報を把握することに努めている。令和6年度は、騒音で地域住民の方からクレームがあったため、これまでのオリエンテーションのあり方について、考える機会となった。これを反省とし、寮の規則については可能な限り母国語で行なう規定を設けた。日本社会を理解するための指導を強化していく。

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日:2025年7月14日

日本語教育機関名:日本語学校 弘堂国際学園

設置者名:学校法人弘堂国際学園

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号:大学等への進学者、入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及び「日本語教育の参照枠」のA2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	100.0%
課程修了者数(※1、※2) ①	120
基準該当者合計数(実人数) ②	120

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち
退学者数(44号ただし書き) ③

0

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		進学コース1年課程	進学コース1年3月課程	進学コース1年6月課程	進学コース1年9月課程	進学コース2年課程
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	3	2	20	36	53
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	0	0	0	1	0
	c. 「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	1	2	20	34	50

※「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法
当学園のホームページ(https://codo.ac.jp)上に掲載